鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（令和４年３月30日付第202100323861号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のとおり改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第１条　略	第１条　略
（定義） 第２条　略 （１）～（４）　略 （５）　特定建築物バリアフリー整備事業 特定建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第１項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号の特別特定建築物において同じ。）のバリアフリー化に資する事業で、新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）、又は改修若しくは用途変更（以下「改修等」という。）に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業をいい、次号に該当する事業を除く。 （６）　特別特定建築物バリアフリー整備事業 特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあっては条例第13条に定める特別特定建築物、条例第19条第１項の規定により設置するエレベーター及び施行令第５条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が2,000㎡（公衆便所にあっては50㎡）未満のもの、改修等にあっては国要綱附属第Ⅱ編第１章ロ-16-（６）第５項第４号に掲げる既存建築物バリアフリー改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業をいう。 （７）　とっとりＵＤ認証施設整備事業 特別特定建築物のＵＤ化に資する事業（前号に該当する事業を除く。）で、新築等又は改修等により条例第24条第１項に規定するとっとりユニバーサルデザイン認証基準（規則第10条第１項により定めるとっとりＵＤ施設認証制度要綱（令和４年９月28日第202200144786号鳥取県生活環境部長通知。以下「ＵＤ施設認証要綱」という。）第３条の認証基準をいう。）に適合させる整備事業をいう。	（定義） 第２条　略 （１）～（４）　略 （５）　特定建築物バリアフリー整備事業 特定建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第１項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号の特別特定建築物において同じ。）のバリアフリー化に資する事業で、新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）、又は改修若しくは用途変更（以下「改修等」という。）に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をいい、次号に該当する事業を除く。 （６）　特別特定建築物バリアフリー整備事業 特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあっては条例第13条に定める特別特定建築物、条例第19条第１項の規定により設置するエレベーター及び施行令第５条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が2,000㎡（公衆便所にあっては50㎡）未満のもの、改修等にあっては国要綱附属第Ⅱ編第１章ロ-16-（６）第５項第４号に掲げる既存建築物バリアフリー改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をいう。
第３条　略	第３条　略
（補助金の交付） 第４条　県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（バリアフリーマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備（以下「バリアフリー整備」という。）に要するものに限り、第２号、第３号及び第４号に掲げる事業にあっては、それぞれ別表１、別表２及び別表３の第４	（補助金の交付） 第４条　県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（バリアフリーマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備に要するものに限り、第２号及び第３号に掲げる事業にあっては、それぞれ別表１及び別表２の第４欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」とい

欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表１、別表２及び別表３の第２欄に定める額（当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額）を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。 （１）～（３）　略 （４）　とっとりＵＤ認証施設整備事業 ア　交付割合　３分の２ イ　補助金の額　間接補助対象経費の額に６分の１を乗じて得た額以下 ２　略 第５条～第11条　略 （実績報告の時期等） 第11条～２　略 ３　規則第17条第１項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）第３条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書、バリアフリーマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類、条例第24条第１項に掲げる認定証の写し（とっとりＵＤ認証施設整備事業の場合に限る。）を添付しなければならない。 ４～６　略 第12条～第13条　略 別表１　略	う。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表１及び別表２の第２欄に定める額を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。 （１）～（３）　略 ２　略 第５条～第11条　略 （実績報告の時期等） 第11条～２　略 ３　規則第17条第１項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）第３条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書及びバリアフリーマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類を添付しなければならない。 ４～６　略 第12条～第13条　略 別表１　略

別表２　特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費					
1 事業区分		2 補助対象上限額 （千円）		3 補助要件	4 補助対象経費
1　車いす使用者用便房等の整備	略	略		略	略
	改修等	3,300（5,500）		略	略
2　玄関の整備	略	3,300（5,500）		略	略
3　洋式便器の整備	略	略	略	略	略
4　小便器の整備	略		略	略	略
5　自動水栓器具の整備	略		略	略	略
6　車いす使用者用簡易便房のブースの整備	略		略	略	略
7　便所の出入口の整備	略		略	略	略

別表２　特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費					
1 事業区分		2 補助対象上限額 （千円）		3 補助要件	4 補助対象経費
1　車いす使用者用便房等の整備	略	略		略	略
	改修等	3,300又は5,500 ※		略	略
2　エレベーターの整備	新築等	3,300		別表１第２項第３欄に掲げる新築等の要件	別表１第２項第４欄に掲げる新築等の経費
	改修等	22,000		別表１第２項第３欄に掲げる改修等の要件	別表１第２項第４欄に掲げる改修等の経費
3　玄関の整備	略	3,300又は5,500 ※		略	略
4　洋式便器の整備	略	略	略	略	略
5　小便器の整備	略		略	略	略
6　自動水栓器具の整備	略		略	略	略
7　車いす使用者用簡易便房のブースの整備	略		略	略	略
8　便所の出入口の整備	略		略	略	略

8　便所の手すりの整備	略		略	略	略
9　ベビーチェアの整備	略		略	略	略
10　乳児用おむつ交換台の整備	略		略	略	略
11　手すりの整備	略		略	略	略
12　廊下の整備	略		略	略	略
13　利用居室の出入口の整備	略		略	略	略
14　誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	略		略	略	略
15　利用居室の段差解消用の整備	略		略	略	略
16　ホテル又は旅館の客室の整備	略	略		略	略
17　別表１第２項及び第４項から第		別表１第２欄各項に掲げる額		別表１第３欄各項に掲げる要件	別表１第４欄各項に掲げる経費

9　便所の手すりの整備	略		略	略	略
10　ベビーチェアの整備	略		略	略	略
11　乳児用おむつ交換台の整備	略		略	略	略
12　手すりの整備	略		略	略	略
13　廊下の整備	略		略	略	略
14　利用居室の出入口の整備	略		略	略	略
15　誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	略		略	略	略
16　利用居室の段差解消用の整備	略		略	略	略
17　ホテル又は旅館の客室の整備	略	略		略	略
18　音声	新築等	１か所当たり		別表１第４項第３	別表１第４項第４

７項に定める新築等又は改修等の事業				
18　建築主の提案によるバリアフリーの整備	略	略	略	（１）移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第１項から第17項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 （２）別表１第８項第４欄に掲げる経費

※　（　）内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

誘導装置等の整備	改修等	1,000（３か所以内）	欄に掲げる要件	欄に掲げる経費
19　オストメイト用設備の整備	新築等 改修等	1,100	別表１第５項第３欄に掲げる要件	別表１第５項第４欄に掲げる経費
20　車いす使用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	2,200	別表１第６項第３欄に掲げる要件	別表１第６項第４欄に掲げる経費
21　電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等	500	別表１第７項第３欄に掲げる要件	別表１第７項第４欄に掲げる経費
22　建築主の提案によるバリアフリーの整備	略	略	略	（１）移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（第１項から第21項の整備に伴うものに限る。）に要する経費 （２）別表１第８項第４欄第２号に掲げる経費

別表３　とっとりＵＤ認証施設整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分		2 補助対象上限額 （千円）	3 補助要件	4 補助対象経費
１　車いす使用者用便房の整備	新築等	2,600	ＵＤ認証要綱別表１（７）の第３欄に掲げる認証基準に適合すること	（１）　別表１第１項第４欄に掲げる新築等の経費 （２）　ＵＤ認証要綱別表１（７）の第３欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等	6,600（11,000）	ＵＤ認証要綱別表１（７）の第３欄に掲げる認証基準及び別表１第１項第３欄に掲げる改修等の要件に適合すること	（１）　別表１第１項第４欄に掲げる改修等の経費 （２）　第１項の新築等の第４欄（２）に掲げる経費
２　玄関の整備	改修等	6,600（11,000）	ＵＤ認証要綱別表１（２）の第３欄に掲げる認証基準及び別表１第３項第３欄に掲げる改修等の要件に適合すること	（１）　別表２第３項第４欄に掲げる経費 （２）　ＵＤ認証要綱別表１（２）の第３欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
３　ホテル又は旅館の客室の整備	改修等	11,000	ＵＤ認証要綱別表１（６）の第３欄に掲げる認証基準及び別表２第16項第３欄に掲げる改	（１）　別表２第16項第４欄に掲げる改修等の要件 （２）　ＵＤ認証要綱別表１（６）

※　劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に限る。

新設

			修の要件に適合すること	の第３欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
４　車いす使用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	4,400	ＵＤ認証要綱別表１（３）の第３欄に掲げる認証基準に適合すること	（１）　別表１第６項第４欄に掲げる経費 （２）　ＵＤ認証要綱別表１（３）の第３欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
５　高齢者又は乳幼児用設備の整備	新築等 改修等	1,100	ＵＤ認証要綱別表１（８）の第３欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
６　ＵＤアドバイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備	新築等 改修等	1,000	ＵＤ認証要綱別表１（12）の第３欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費（建築設計標準に示すものに限る）
７　別表２第１欄各項に掲げる新築等又は改修等の事業（第１項から前項に定める事業を除く。）		別表２第２欄各項に掲げる額	別表２第３欄各項に掲げる要件	別表２第４欄各項に掲げる経費（建築設計標準に示すものに限る）

※　（　）内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

様式第１号（第５条）

年度　鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

１　事業の目的

２　事業の内容

（単位：千円）

1 事業区分	2 事業実施 (予定)箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合　計					

注意　ア　事業区分の欄には、要綱の別表１、別表２及び別表３に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ　県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

（１）認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に６分の１を乗じて得た額

（２）特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に８分の１を乗じて得た額

（３）特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に６分の１を乗じて得た額

（４）とっとりＵＤ認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に６分の１を乗じて得た額

ウ　変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（　）書すること。

３　事業開始予定年月日

４　事業完了予定年月日

様式第１号（第５条）

年度　鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

１　事業の目的

２　事業の内容

（単位：千円）

1 事業区分	2 事業実施 (予定)箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合　計					

注意　１　事業区分の欄には、要綱各別表１及び別表２の事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

２　県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

（１）認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に６分の１を乗じて得た額

（２）特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に８分の１を乗じて得た額

（３）特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に６分の１を乗じて得た額

３　変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（　）書すること。

３　事業開始予定年月日

４　事業完了予定年月日

様式第４号（第 11 条関係）

年度　鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

１　事業の目的

２　事業の内容

（単位：千円）

1 事業区分	2 間接補助事業者氏名	3 建物名称（用途）	4 事業実施個所	5 事業費	6 間接補助対象経費	7 県補助金額	8 備考
合　計							

注意　ア　事業区分の欄には、要綱の別表１、別表２及び別表３に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ　県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

（１）認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に６分の１を乗じて得た額

（２）特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に８分の１を乗じて得た額

（３）特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に６分の１を乗じて得た額

（４）とっとりＵＤ認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に６分の１を乗じて得た額

ウ　間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

（１）配置図
（２）事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
（３）バリアフリーマップ掲載申請書
（４）その他知事が必要と認める書類

３　事業開始（予定）年月日

様式第４号（第 11 条関係）

年度　鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

１　事業の目的

２　事業の内容

（単位：千円）

1 事業区分	2 間接補助事業者氏名	3 建物名称（用途）	4 事業実施個所	5 事業費	6 間接補助対象経費	7 県補助金額	8 備考
合　計							

注意　１　事業区分の欄には、要綱各別表１及び別表２の事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

２　県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

（１）認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に６分の１を乗じて得た額

（２）特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に８分の１を乗じて得た額

（３）特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に６分の１を乗じて得た額

３　間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

（１）配置図
（２）事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
（３）バリアフリーマップ掲載申請書
（４）その他知事が必要と認める書類

３　事業開始（予定）年月日

4　事業完了（予定）年月日 5　他の補助金の活用の有無　　有　・　無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。 ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。 ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。	4　事業完了（予定）年月日 5　他の補助金の活用の有無　　有　・　無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。 ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。 ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

附　則

この改正は、令和４年10月１日から施行する。